

短時間労働者への社会保険の適用が更に拡大されました

従業員を1人以上雇っている法人の事業者には、社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入が義務付けられています。平成28年に、一部の短時間労働者へ適用が拡大されましたが、令和4年10月1日から対象となる短時間労働者の範囲が更に広がりました。

～平成28年9月30日 以下の2つの要件を満たす労働者

- ①勤務時間：1週間の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上
- ②勤務日数：1か月の所定労働日数が一般社員の概ね4分の3以上

～平成28年10月1日 以下の5つの要件を満たす労働者

- ①1週間の所定労働時間が、20時間以上
- ②月額賃金が88,000円以上
- ③雇用期間1年以上の見込みがあること
- ④学生でないこと
- ⑤従業員501人以上の企業で勤務

令和4年10月1日～

- ③雇用期間が「2ヶ月を超えて見込まれる」に改定
- ④従業員「101人以上」に改定



従業員数101人～500人の勤め先が対象です。

(令和6年10月からは51人以上の勤め先が対象になります。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

CHECK

週の所定労働時間が
20時間以上

CHECK

月額賃金が
8.8万円以上

※残業代やボーナス等臨時的な賃金は含みません。

CHECK

2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

CHECK

学生ではない

※休学中や夜間学生は加入対象となります。

健康保険・厚生年金保険に加入するメリット

- 被保険者が病気や怪我の療養のため仕事を休み、賃金を受けられなくなった場合に、傷病手当金（給与の2/3相当）の給付が受けられます。
- 被保険者が出産のため仕事を休み、賃金を受けられなくなった場合に産手手当金（給与の2/3相当）の給付が受けられます
- 厚生年金保険に加入することで、将来受け取る年金額が増えます。
- 社会保険料は、労働者と事業主が折半で負担します。

パート・アルバイト労働者のうち、配偶者の扶養範囲内で働いている方は、扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります



配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基準(130万円)を意識せずに働ける

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円を超えると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、年収106万円(月額8.8万円)を超える等の各種条件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで これから

● 保険料のご負担



● 保険料のご負担



● 年金支給

国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。

変化なし



※金額は一例であり、年収130万円の例です。

● 年金支給

厚生年金に加入するため年金が増額されます。

厚生年金(終身)



※金額は一例であり、年収106万円(月額8.8万円)の例です。

電話相談専用 東京都ろうどう110番 電話 0570-00-6110

TOKYO はたらくネット HP <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

● 東京都労働相談情報センター・各事務所で労働相談を受け付けています

飯田橋 03-3265-6110

大崎 03-3495-6110

池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110

多摩 042-595-8004



(令和4年10月作成)